

道営住宅指定管理者候補者選定委員会運営要領

平成29年6月15日

道営住宅指定管理者候補者選定委員会委員長決定

(設置)

第1条 道営住宅指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募の方法等に関する審議
- (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
- (3) 申請者の総合的な審査
- (4) 最適な団体の選定
- (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告
- (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

(組織)

第3条 委員の定数は5人とし、そのうち2名以上を学識経験者とする。

2 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、非公開とし、会議の概要等は公表する。

(審査及び選定方法)

第5条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等に関する適格審査及び提案内容の審査を行った上で、提案内容の審査において、最高得点を付した委員が最も多い団体を最優秀候補者とし、次に多い団体を優秀候補者とする。

2 第1項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、全ての委員の審査点の総合計点数が最も多い団体を選定する。

3 第2項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、委員長が決定する。

4 選定委員会は、第1項から第3項までの規定により適格な候補者を選定しがたいと認めた場合、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第3項に規定する手続きにより候補者を選定しないこととし、その理由を付して第2条第5号の審査の結果を報告するものとする。

5 候補者選定後、最優秀候補者が議会へ提案する前に候補者選定要件を満たさなくなった場合は、優秀候補者を最優秀候補者とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(事務処理)

第8条 選定委員会の事務局は、建設部住宅局住宅課に置く。

2 事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らし てはならない。

附則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。